

# 令和5年分 確定申告用賦課金は認率及びは認額

## 月光川土地改良区

### 是認額について

土地改良区に納付いただいた賦課金は、確定申告に際し全額必要経費として認められない場合があります。その場合、一定の是認(ぜにん)率を乗じた是認額が、必要経費として認定されることとなっております。

令和5年分土地改良区賦課金(是認額)一覧表

改良区名	科 目	工 区 等	10a 当り 賦 課 金	是 認 割 合	是 認 額
			円	%	円
月光川	(一般会計) 経常賦課		3,800	100.0	3,800
	(特別会計) 県営かん排	月光川地区維持管理(一括繰上償還) 同 事業償還	1,830 520	100.0 100.0	1,830 520
	(特別会計) 県営ほ場整備	月光川左岸地区	田 4,340 畑 3,272	100.0 100.0	4,340 3,272
	同	月光川右岸・上流地区	田 8,220 畑 6,096 松葉 4,029	100.0 100.0 100.0	8,220 6,096 4,029
	同	高瀬川・洗沢川地区	田 9,530 畑 7,384	100.0 100.0	9,530 7,384
	同	月光川下流地区	田 8,150 畑 6,120 うるしそね 3,076	100.0 100.0 100.0	8,150 6,120 3,076
	同	たら林地区	田 1,450 畑 1,160	100.0 100.0	1,450 1,160
	(特別会計) 維持管理	中山間地区	200	100.0	200

### ※留意事項

○賦課金が10,000円/10a未満の地区は、全額。

詳細のお問い合わせは、酒田税務署、各市町担当課までお願いします。